

TERMINOLOGY

【特許明細書・用語考】第7回

名古 裕一郎

今回は、「着」と「合」の文字を用いた用語について取り上げます。

【 着 】

「着」という言葉が特許明細書に書かれていましたら、それは、大抵、「して着ける」あるいは「した状態で着ける」として読めば足りる。例えば、圧着ならば「圧して（圧力を加えて）着ける」ですし、蒸着ならば「蒸発させて付着させる」、枢着ならば「枢動可能な状態（要するに回転可能な状態）で着ける」という意味になります。

ところが、少々引っ掛かりを覚える言葉も幾つかあります。その代表格が、固着と取着です。固定、取り付けとの違いはあるのでしょうか。

弁理士会発行の基本テキストによりますと、固着は「固定した形で取り付ける」、取着は「取り着ける」とあります。これでは固定、取り付けと大差ありません。固着は広辞苑にも載っていますが、こちらには「かたくしっかりとつくこと、一定の場所に留まって移らないこと」とあります。どうやら、「しっかりと」、「一定の場所に留まる」がキーのようです。「着」を漢和辞典で見ますと、「くっついて離れないこと」という意味もあります。

そこで、私は、固着と取着に関しては、それぞれ、「取り外し不可能に固定すること」、「取り外し不可能に取り付けること」と解釈しています。この解釈によりますと、「AをBに取り外し可能に固着する」や「脱着可能に取着する」のような表現は好ましいものではないということになります。

これは私の個人的な見解にすぎませんので、それぞれ、固定、取り付けと区別せずに用いても問題になることは極めて少ないでしょう。ただ、英文明細書では、A is fixedly secured on BあるいはA is fixedly attached on Bという表現をしばしば見かけますが、これらを「AをBに固定的に固定する」や「固定的に取り付ける」などと訳すより、上の解釈で「固着」、「取着」という訳語を当てた方がすっきりするのではないかと考えています。

もう一つ。粘着も明細書の作成現場ではよく問題になります。「粘着する」と言ってよいのかどうか、です。

事務所の何人かに「AをBに粘着する」という表現について印象をたずねると、その多くが違和感を訴えます。これは、粘着を物の性質としてとらえ、かつ、動詞化できるという感覚を持っていないためだと考えられます。「AをBに粘着させる」ならばよいと答える人もいました。ただ、それは語感がよいからというだけのようです。

一方、粘着・接着工学を学んだ人に同じ質問をすると、「接着」と同様に「粘着する」でも「粘着させる」でも使う、という回答を得ます。

理由は、自分たちが読んできた書籍では「粘着」を動詞としても使用しているから、ということでした。

このように「粘着する」は特定分野では一般的に使用されている表現のようですが、この表現には相当に違和感を覚える方が多いことも事実です。明細書で使用する場合には、例えば、Aが粘着物でないならば、「AをBに粘着剤を介して取り付け

る」というような表現に改める工夫などが必要でしょう。

【 合 】

「合」系用語は、嵌合、噛合、重合など、字を見ただけでその意味が分かるものが殆どです。

しかし、この「合」系用語には、係合という非常に難解な語があります。

意味は「係わり合うこと」です。なんとなく理解はできるのですが、「AがBに係合している」と請求の範囲に記載されている場合、その状態を具体的に説明することができません。「接触の意味だ」と言う人もいますし、「接触しているか否かに関わらず、一定の関係があれば、それは全て係合なのだ」と言う人もいます。実に不明瞭です。特許されても、裁判に入ると、明細書の記載から限定解釈されることが多いようです。

こういう言葉はなるべく使用しないことが賢明なのですが、例えば、AとBと一緒に動作するという場合、接触状態だけでなく、磁気作用によることもありますので、そのような関係を上位概念として「係合」という語で表現することはやむを得ないと思っています。

ちなみに、英語でengageが、広義の「係合」に相当します。

以上

(ご注意)

「特許明細書・用語考」の内容は創英国際特許法律事務所の統一した見解ではなく、名古屋の私見によるものである点、ご了承ください。